

中間市からの合併協議会設置請求に係る意見照会について

平成 29 年 1 月 27 日、中間市長から合併協議会設置に係る意見照会を受けましたので報告いたします。

1 これまでの経過

平成 28 年

1 1 月 23 日 中間市民が署名収集
～ 1 2 月 22 日

1 2 月 26 日 中間市民が中間市選挙管理委員会に、署名 2,056 人分を提出
住民発議に必要な署名数は、739 人（有権者数 36,914 人の 1/50）

平成 29 年

1 月 15 日 中間市選挙管理委員会において署名簿の審査終了

1 月 16 日 署名簿の縦覧
～ 1 月 22 日

1 月 23 日 中間市選挙管理委員会は、請求代表者に署名簿を返付、公表

【今回】 有権者数 36,914 人 署名総数 2,056 人 無効 70 人 有効署名 1,986 人 (全体の 5.4%)	【H20】 有権者数 39,423 人 署名総数 6,204 人 無効 307 人 有効署名 5,897 人 (全体の 15.0%)	【H15】 有権者数 40,026 人 署名総数 7,799 人 無効 1,121 人 有効署名 6,678 人 (全体の 16.7%)
--	---	---

1 月 23 日 請求代表者が中間市長に本請求

1 月 27 日 中間市長が北九州市長に合併協議会設置協議の付議について
意見照会

2 今後の手続き

北九州市長は、90 日以内（4 月 27 日まで）に中間市長に回答する必要がある。
回答が「設置協議議案を議会に付議しない」である場合は、手続きは終了する。

「設置協議議案を議会に付議する」の場合は、両市長は通知日から 60 日以内に議
会に付議しなければならない。【市町村の合併の特例等に関する法律 第 4 条】

合併特例法に基づく住民発議制度の流れ (市町村の合併の特例等に関する法律第4条)

例) A市住民が単独でB市との合併協議会の設置を請求する場合

